

女性労働基準規則改正について 厚生労働省



母性保護のために、生殖機能などに有害な化学物質が発散する場所での女性労働者の就業を禁止するため、2012年4月10日付けで、厚生労働省から「女性労働基準規則の一部を改正する省令」が公布され、平成24年10月1日から施行となります。

その女性労働基準規則では、妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質(下記参照)を取り扱う作業場のうち、女性労働者の就業を禁止する業務として、作業環境測定を行い、「第3管理区分」となった屋内作業場での業務などについて、妊娠の有無や年齢などにかかわらず全ての女性労働者の就業が禁止されます。

また、女性労働基準規則の対象物質(25物質)については、以下の通りです。

・特定化学物質障害予防規則の適用を受けているもの

塩素化ビフェニル(PCB)、アクリルアミド、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀およびその無機化合物(硫化水銀を除く)、塩化ニッケル(II)(粉状のものに限る)、砒素化合物(アルシンと砒化ガリウムを除く)、ベータプロピオラクトン、ペンタクロルフェノール(PCP)およびそのナトリウム塩、マンガ

・鉛中毒予防規則の適用を受けているもの

鉛およびその化合物

・有機溶剤中毒予防規則の適用を受けているもの

エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)、エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)、キシレン、N,N-ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロルエチレン(パークロルエチレン)、トリクロルエチレン、トルエン、二硫化炭素、メタノール

詳しくは、The Knights Proposal No.P-00101をご用意いたしておりますので、是非、お問い合わせください。

資料 2012年4月10日付 厚生労働省報道発表資料

衛生技術箇所 山田悠貴